(3)　トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載するトランスポンダ番号ごとに区別できるように番号を付すこと。

［(4)～(6)　略］

(7)　偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［(8)　略］

(9)　通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る工事設計書の22の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)までの記載を省略することができる。

28　33の欄は、次によること。

(1)　人工衛星の名称の欄は、注25(1)に準じて記載すること。

［(2)～(6)　略］

29　35の欄は、次により記載すること。

(1)　周波数番号の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

［(2)～(5)　略］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

30　37の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。ただし、27の欄と同じとなる場合には、記載を省略することができる。

(1)　対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置（位置については、経度をもつて表示し、緯度及び経度の変動幅を記載すること。）

（記載例）　対地静止衛星軌道　東経135°　緯度の変動幅　±0.2°　経度の変動幅　±0.1°

(2)　対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期（分で表示すること。）、遠地点及び近地点の高度（キロメートルで表示すること。）並びに軌道の種類（無線局種別等コード表により記載することができる。）

31　38の欄は、次によること。ただし、当該人工衛星局が日本の人工衛星局である場合若しくは既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する記載を省略することができる。

［(1)～(3)　略］

(3)　トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載する衛星中継器（トランスポンダ）番号ごとに、区別できるように番号を付すこと。

［(4)～(6)　同左］

(7)　偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

［(8)　同左］

(9)　通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る工事設計書の21の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)までの記載を省略することができる。

29　31の欄は、次によること。

(1)　人工衛星の名称の欄は、注26(1)に準じて記載すること。

［(2)～(6)　同左］

30　33の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。

(1)　周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

［(2)～(5)　同左］

31　第15条の３第１項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

32　適合表示無線設備の場合は、４の欄、５の欄（発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。）及び23の欄の記載を省略し、当該機器に係る添付図面（ブロッキングチャートを除く。）は添付することを要しない。

33　工事設計の変更又は無線設備の変更工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

34　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

35　工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

36　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

37　35の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。ただし、25の欄と同じとなる場合には、記載を省略することができる。

(1)　対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置（位置については、経度をもつて表示し、経度及び緯度の変動幅を記載すること。）

（記載例）　対地静止衛星軌道　東経135°　経度の変動幅　±0.1°　緯度の変動幅　±0.2°

(2)　対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期（分で表示すること。）、遠地点及び近地点の高度（キロメートルで表示すること。）並びに軌道の種類（コード表により記載することができる。）

38　36の欄の記載は、次によること。ただし、当該人工衛星局が日本の人工衛星局である場合若しくは既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する記載を省略することができる。

［(1)～(3)　同左］